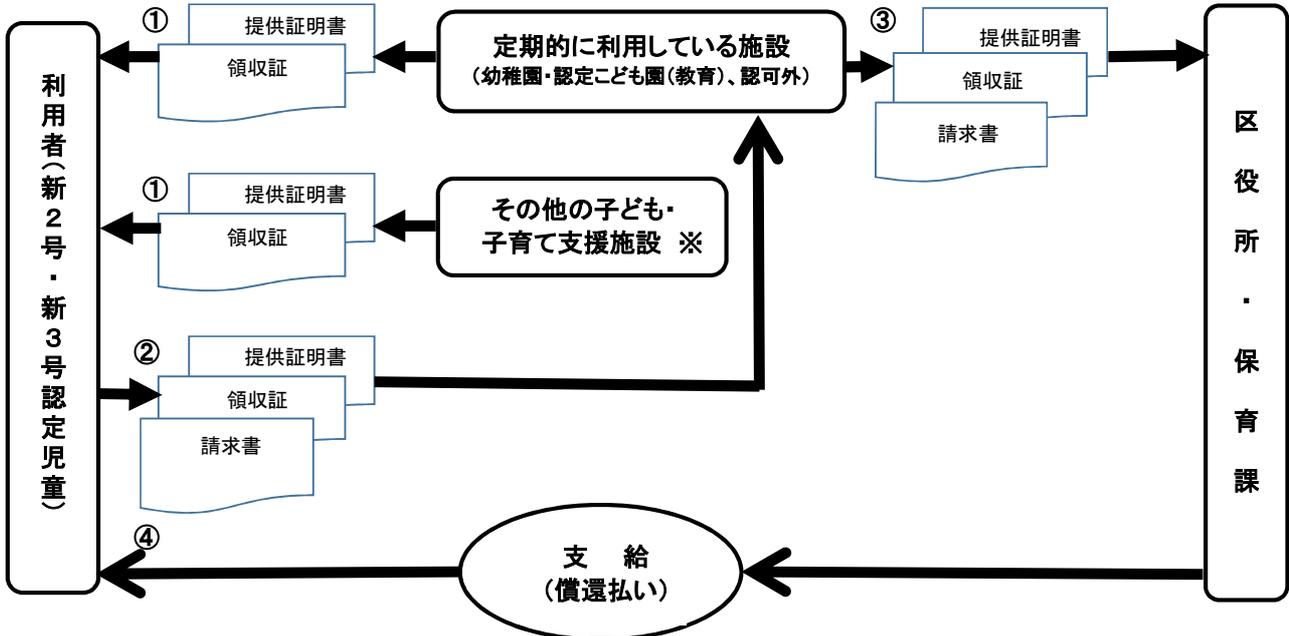


子育てのための施設等利用費の請求及び支給の仕方

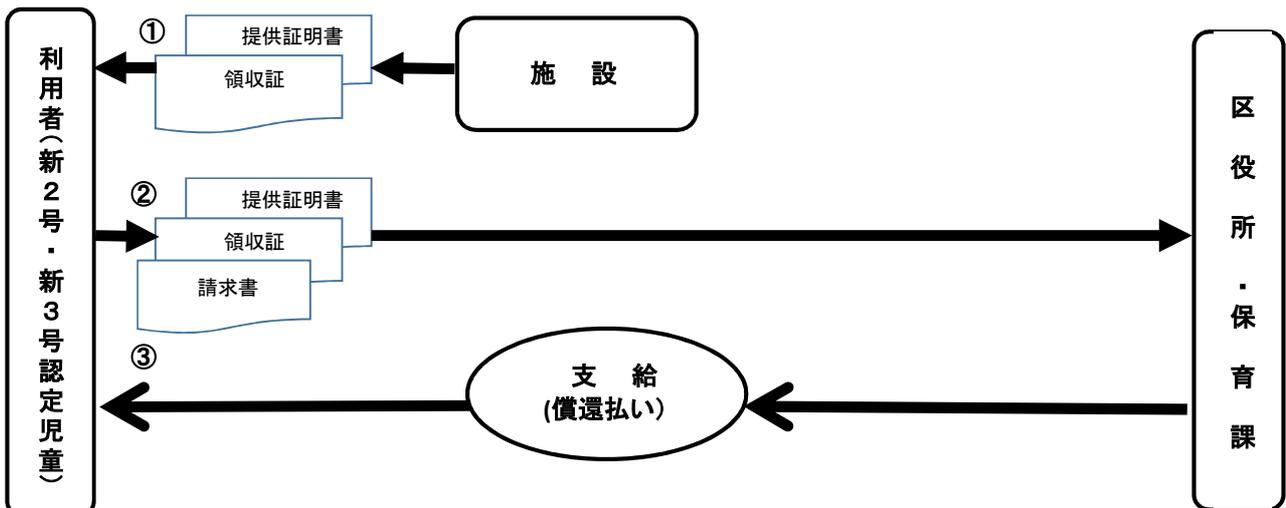
・定期利用している施設がある(幼稚園、認定こども園(教育)、認可外)



※幼稚園・認定こども園の児童は原則『その他の子ども・子育て支援施設』を利用しても無償化にはなりません。一部の幼稚園・認定こども園は無償化の対象となる場合がありますので在園施設にお問い合わせください。

- ①利用施設から『提供証明書』と『領収証』を受け取ってください。
- ②『請求書』を記入し、『提供証明書』と『領収証』と一緒に定期利用している施設に提出してください。
- ③施設は利用者から提出された書類をまとめて区役所健康福祉課に提出してください。
- ④新潟市から直接ご指定の口座に振り込まれます。

・定期利用している施設がない



- ①利用施設から『提供証明書』と『領収証』を受け取ってください。
- ②『請求書』を記入し、『提供証明書』と『領収証』と一緒に直接区役所健康福祉課に提出してください。
- ③新潟市から直接ご指定の口座に振り込まれます。

・ファミリー・サポート・センターをご利用の方

『活動報告書』と『請求書』を定期利用している施設又は区役所健康福祉課に提出してください。